

魚津市告示第13号

魚津市成年後見支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月3日

魚津市長 村椿 晃

魚津市成年後見支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に規定する中核機関に関する事業を行う魚津市成年後見支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、認知症、知的障がいその他の精神上的障がい等により判断能力が十分でない者が、適切に成年後見制度等を利用出来るよう支援を行うため、事業を実施する。

2 事業の実施に当たっては、その運営状況及び体制等について、魚津市成年後見・権利擁護推進協議会の助言を受けるものとする。

3 事業を行う主たる場所は、魚津市社会福祉課とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、魚津市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に定めるとおりとする。

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

(2) 成年後見制度等の相談及び利用支援

(3) 成年後見制度等の広報及び啓発

(4) 市民後見人の養成及び活動支援

(5) 後見人の活動支援

(6) 成年後見制度等の関係機関との連携及び調整

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項

(対象者)

第5条 事業の対象となる者は、魚津市内に在住又はこれに準ずる者とする。

(守秘義務)

第6条 事業を行う職員等は、職務上知り得た個人又は親族の情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年3月1日から適用する。